

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和3年度に実施した監査結果を、次のとおり公表する。

令和4年3月16日

京丹後市監査委員 鈴木 修一

京丹後市監査委員 松本 聖司

第1 財政援助に関する監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助（補助金）に関する団体監査及び同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
公益社団法人京丹後市シルバー人材センター	健康長寿福祉部長寿福祉課

3 監査の範囲

令和3年度の補助金に係る出納及び関連する事務事業の執行

4 監査の実施日及び場所

令和4年1月26日（水） 京丹後市役所弥栄庁舎3階大会議室

5 補助金の概要

(1) 補助金名及び補助金額

広域シルバー人材センター運営費補助金 19,000,000円

(2) 目的

補助金は、高齢者の多様な就業機会を確保・提供し、生きがいのある生活と福祉の増進に寄与することを目的として、予算の定めるところにより運営費の一部を助成している。

(3) 交付の根拠

ア 京丹後市補助金等交付規則

イ 京丹後市シルバー人材センター補助金交付要綱

(4) 補助対象経費

シルバー人材センターの事業運営に要する費用、その他市長が認めた費用（京丹後市シルバー人材センター補助金交付要綱第3条）

(5) 交付実績

令和元年度交付額 20,000,000円

令和2年度交付額 19,000,000円

令和3年度交付額 19,000,000円

6 監査の主な実施内容

補助金が補助目的に沿って適切に執行されているかを主眼として、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。予備監査として、監査委員事務局職員による関係書類の事務処理状況等を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 所管課

ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画、予算書等と所管課へ提出した補助金の交付申請書は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

るか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。

8 監査の結果

補助事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか、補助金の交付目的や効果から判断して検討を要するものはないかについて、関係者から説明聴取した結果、会計事務及びその他の事務は、おむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。今後のシルバー人材センターの更なる発展に資するため、次のとおり意見を付する。

9 監査の結果

(1) シルバー人材センターに関する事項

ア 補助金に係る出納その他の事務の執行状況等について監査を行った結果、財務に関する事務の執行は適正に処理されていた。

イ 事業は、補助目的に沿って適切に実施されており、健康で働く意欲のある高齢者の方に就業や社会参加の機会を確保・支援するため、効率的な事務組織により、その運営にあたられていることが認められた。

ウ 今後とも、効果的かつ効率的な事業執行にとどまることなく、自主財源の確保など財政基盤の安定化に向け、一層の事業推進に努められたい。

(2) 長寿福祉課に関する事項

ア 市補助金の交付申請から確定までの事務手続きについて、関係書類を調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

イ 補助金は、要綱に基づき交付されているが、算定方法が明確ではない。

国からの補助金は、「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」及び高年齢者就業機会確保事業に基づき交付されている。府・市の補助金支出を前提とした上で、国庫補助金を交付するものとし、府・市の補助金が国庫補助金を下回る場合は、府・市の補助金額を国庫補助金の上限額とすることが示されている。

補助金額の算定にあたっては、シルバー人材センターの地域貢献活動

や社会福祉施策に果たす貢献度等を考慮し、市としての具体的な補助対象経費や算定基準を要綱の中で明確にされたい。

第2 指定管理に関する監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理に関する団体監査及び同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の対象

(1) 公の施設の名称

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ

(2) 指定管理者

社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会

(3) 所管部課

健康長寿福祉部 長寿福祉課

3 監査の範囲

令和3年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

4 監査の実施日及び場所

令和4年1月26日(水) 京丹後市役所弥栄庁舎3階大会議室

5 指定管理施設の概要

(1) 施設名

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ

(2) 施設の概要

開設日	平成11年10月1日
所在地	京丹後市弥栄町溝谷5422番地の1

設置目的	老人の健康の保持及び老人福祉の増進を図るため、介護保険法並びに社会福祉法第2条第3項の規定に基づく介護老人保健施設を設置する。
定員	入所者 100人（一般棟60人、認知症専門棟40人） 通所者 50人
建物構造	鉄筋コンクリート3階建（一部4階） 敷地面積 10,089.37㎡ 延床面積 4,230.1㎡ ※1階 1,653.90㎡ 2階 1,224.85㎡ 3階 1,284.85㎡ 4階 66.50㎡
各階概要	1階：エントランスホール、機能訓練室、浴室、診察室、居宅介護支援事業所、ボランティアルーム、薬局、厨房、デイルーム 2階：一般棟（入所定員60人） 療養室、食堂兼デイルーム、洗濯室 3階：認知症専門棟（入所定員40人） 療養室、食堂兼デイルーム、洗濯室、家族介護教室

(3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

(4) 指定管理料

地方自治法第244条の2第8項による利用料金制が採用されており、市から業務実施の対価は支払われていない。介護報酬、個室等利用料及び利用者負担金等が指定管理者の収入として管理費に充てられている。

6 監査の主な実施内容

指定管理業務が基本協定書等に沿って適切に執行されているかを主眼として、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。予備監査として、監査委員事務局職員による関係書類の事務処理状況等を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- エ 指定管理者制度への移行効果は上がっているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設は協定書及び業務仕様書等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ウ 利用料金等の収納事務は適正に行われているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 施設の管理運営及び物品等の管理は適正に行われているか。

8 監査の結果

指定管理者及び所管課について監査を行った結果、基本協定書に係る施設の運営及び業務の内容並びに履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

(1) 指定管理者に関する事項

- ア 第三者に一部業務の委託を行う場合、事前に市の承認を受けることになっているが、承認を受けている旨を書面等で確認できなかった。
第三者へ委託を行う場合は、協定書に基づき、事前に書面等により承諾を受けるよう改められたい。
- イ 管理物品において、所在不明なもの、使用不能な状態になっているもの、廃棄の事務処理が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うよう改善されたい。
- ウ 指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しながら、市民サービスの向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成することにある。指定管理者制度1期目であり、事業者・職

員共に施設の設置目的をよく理解し施設の運営に努めている。特に、維持管理面にかかる意欲的な取組や前向きな姿勢は評価できる。

今後も、指定管理者自らの創意工夫やノウハウを活かした形で、一定の要件のもと、施設の適正な管理と利用者の視点での質の高いサービスの向上が図られるよう望むものである。

(2) 所管課に関する事項

ア 指定管理者が第三者と再契約する際は、事前承認を受ける必要があることから、所管課においてその必要性、内容を判断のうえ、承認の有無について書面にて指定管理者に通知されたい。

イ 今後とも、監督責任者として指導監督に努め、管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理に関する団体監査及び同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の対象

(1) 施設の名称

- ア 京丹後市丹後半島森林公園
- イ 京丹後市スイス村高原休養センター
- ウ 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」
- エ ゲレンデ広場

※上記の4施設を一括して、以下「本施設」という。

(2) 指定管理者

株式会社エーゲル

(3) 所管部課

商工観光部 観光振興課

3 監査の範囲

令和3年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

4 監査の実施日及び場所

令和4年2月1日（火） 京丹後市役所本庁舎3階302会議室

5 指定管理施設の概要

(1) 施設の概要

ア 京丹後市丹後半島森林公園

所在地：京丹後市弥栄町野中2562番地

施設内容：駐車場、バンガロー（6棟）、炊事棟（3棟）、シャワー室、キャンプ場、テニスコート、焼肉棟、遊具、研修棟、管理事務所、便所 等

イ 京丹後市スイス村高原休養センター

所在地：京丹後市弥栄町野中329番地

構造：鉄筋コンクリート造2階建、木造2階建

建築面積：329.9㎡ 延床面積：623.4㎡

施設内容：浴室、休憩室、食堂、便所

ウ 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」

所在地：京丹後市弥栄町野中329番地の1

構造：鉄筋コンクリート造3階建

建築面積：520.53㎡ 延床面積：936.98㎡

施設内容：宿泊室（8室）、多目的ホール、研修室、レストラン、駐車場

エ ゲレンデ広場

所在地：京丹後市弥栄町野中328番地の1

施設内容：ゲレンデ食堂、監視所、パトロール小屋、資材倉庫、圧雪車格納庫、便所 等

(2) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

(3) 指定管理料

33,329,000円

6 監査の主な実施内容

指定管理業務が基本協定書等に沿って適切に執行されているかを主眼とし、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。予備監査として、監査委員事務局職員による関係書類の事務処理状況等を実施した。

7 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- エ 指定管理者制度の効果は十分検証されているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設は協定書及び業務仕様書等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ウ 利用料金等の収納事務は適正に行われているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 施設の管理運営及び物品等の管理は適正に行われているか。

8 監査の結果

本施設は、令和2年度末の協定期間満了に合わせて公募が行われ、選考の結果、令和3年度から指定管理者が交代し、現在の指定管理者となった。

指定管理者及び所管課について監査を行った結果、基本協定書に係る施設の運営及び業務の内容並びに履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

(1) 指定管理者に関する事項

- ア 協定書等に基づく義務の履行は、おおむね適切に行われていた。
- イ 指定管理者は、施設の広報宣伝や時節に対応した各種事業を企画するなど、市民サービスの向上と施設の利用促進に努めていると認められた。
- ウ コロナ禍の中、支出の抑制に努めるとともに安心・安全な施設利用の取組が行われている。営業形態としては厳しい状況が続いているが、所管課と情報共有しながら臨機応変に対応されたい。
- エ 協定書及び業務仕様書では、第三者に一部業務の委託を行う場合、事前に市の承認を受けることになっているが、承認を受けている旨を書面等で確認できなかった。第三者へ委託を行う場合は、協定書に基づき、事前に書面等により承諾を受けるよう改められたい。
- オ 本施設は、広い敷地と多くの施設の管理だけで大変であるが、特に老朽化が目立つ施設・設備については、所管課と連携を図り年次計画等による改修等を実施するなど、利用者の安心・安全の確保に努められたい。
- カ 指定管理者1期目ではあるが、事業者・従業員共に施設の設置目的をよく理解し、施設の運営に努めている。特に、管理物件及び物品は、コロナ禍の状況にあっても、利用者の目線に立った維持・管理が、適正・適切に取組まれている。指定管理者として、本来の指定管理者制度の成功事例と成り得る可能性が示唆されている。

(2) 所管課に関する事項

- ア 指定管理者が第三者と再契約する際は、事前承認を受ける必要がある。所管課においてその必要性、内容を判断のうえ、承認の有無について書面により指定管理者に通知するよう改められたい。
- イ 指定管理者は、管理初年度である中、特にトラブルもなく運営が行われていることは、所管課との連携体制が確保されていることが伺える。引き続き連携に努め、より安全で利用者のニーズに合った施設運営に努められたい。
- ウ 業務の履行確認は、月次報告書等のみに留まらず、現地に赴いた際には履行状況等のチェックを行うよう努められたい。
- エ 所管課は、指定管理者と締結した基本協定書等に則った施設管理を実施し、公の施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。